

「店頭デリバティブ取引約款」新旧対照表

アンダーライン： 改訂箇所

新	旧	
<p>第2条(法令等の遵守)  <u>お客様および当社は、本取引を行うにあたり法令その他の諸規則を遵守するものとし、お客様は本取引を行うにあたり、本約款等に同意し、これを遵守するものとします。</u>                      以降、第28条まで項番繰り下げ省略</p>		(新設)
<p>第3条(リスクと自己責任の確認)                      省略  <u>(8)本取引においてスワップポイントが発生する場合、ポジション状況や金利状況により損失となるおそれがあること。</u>                      以下項番繰り下げ省略</p>	<p>第2条(リスクと自己責任の確認)                      省略</p>	(変更)  (新設)
<p>第4条(口座開設・取引資格)                      省略                      ②金融資産を30万円以上有していること。</p>	<p>第3条(口座開設・取引資格)                      省略                      ②FX取引は、金融資産を30万円以上有していること。<u>B0取引は、金融資産を100万円以上有しており、且つ年収が100万円以上あること。</u></p>	(変更)  (変更)
<p>省略  <u>⑬その他当社が定める基準を満たしていること。</u>                      省略                      ③自己資本を30万円以上有していること。</p>	<p>省略                      ③FX取引は、自己資本を30万円以上有していること。<u>B0取引は、自己資本を100万円以上有しており、且つ年商が100万円以上あること。</u></p>	(新設)  (変更)
<p>省略                      第14条(証拠金の入金及び出金)                      お客様が本取引口座に証拠金(日本円に限ります。)をご入金する場合は、当社指定の金融機関口座へ振り込むものとします。                      2 当社はお客様からの入金を確認できた時</p>	<p>省略                      第13条(証拠金の入金及び出金、振替)                      お客様が本取引口座に証拠金(円貨に限ります。)をご入金する場合は、当社指定の金融機関口座へ振り込むものとします。                      2 当社はお客様からの入金を確認できた時</p>	(変更)

<p>点で、本取引口座に入金処理を致します。お客様は本システムに入金が反映した時点で取引が可能になります。</p> <p>3 インターネットの通信環境や当社ならびに金融機関のシステム処理等<u>の事務処理の都合やシステム障害等の諸事情</u>により、お客様は入金が遅延する場合があることに同意するものとします。</p> <p>4 本取引口座への入金をご本人様からのみを受け入れるものとし、本取引口座の名義人と振込名義人の氏名が異なる場合は入金を受け付けられないものとします。<u>また、入金処理後やポジションがある場合、注文成立後であったとしても、当該振込入金の取消処理を行うこととし、お客様のお取引を制限させていただく場合があることをお客様は予め了承するものとします。振込入金の取消ないしは取引の制限により発生するロスカットや注文の未約定などのリスクについて、当社は一切その責を負わないものとします。※</u></p> <p>5 <u>お客様は、本システム内の出金可能額の範囲内で全部または一部の出金を請求することができます。</u></p> <p>6 前項の出金請求は、当社が別途定める方法により行うものとします。</p> <p>7 当社は、お客様からの出金請求を午後3時まで受け付けた場合は、その当日から起算して原則として4銀行営業日以内に出金が可能な限度で出金請求額をお客様の登録銀行口座にお振込み致します。(出金金額により4銀行営業日を超過する場合があります。)ただし、債権保全その他の事情により、当社が証拠金を維持する必要があると認めた場合はこの限りではありません。</p> <p>なお、出金可能額が<u>10,000円</u>に満たない場合は全額出金とし、<u>出金手数料540円</u>を控除した金額を出金します。</p> <p>8 出金可能額の計算につきましては、当社</p>	<p>点で、本取引口座に入金処理を致します。お客様は本システムに入金が反映した時点で取引が可能になります。</p> <p>3 インターネットの通信環境や当社ならびに金融機関のシステム処理等により、お客様は入金が遅延する場合があることに同意するものとします。</p> <p>4 本取引口座への入金をご本人様からのみを受け入れるものとし、本取引口座の名義人と振込名義人の氏名が異なる場合は入金を受け付けられないものとします。</p> <p>※</p> <p>5 本システム内の出金<u>(振替)</u>可能額の範囲内で<u>お客様は、全部または一部の出金(振替)</u>を請求することができます。</p> <p>6 前項の出金<u>(振替)</u>請求は、当社が別途定める方法により行うものとします。</p> <p>7 当社は、お客様からの出金請求を午後3時まで受け付けた場合は、その当日から起算して原則として4銀行営業日以内に出金が可能な限度で出金請求額をお客様の登録銀行口座にお振込み致します。(出金金額により4銀行営業日を超過する場合があります。)ただし、債権保全その他の事情により、当社は証拠金を維持する必要があると認めた場合はこの限りではありません。</p> <p>なお、出金可能額が<u>1万円</u>に満たない場合は全額出金とします。</p> <p>8 出金可能額の計算につきましては、当社</p>	<p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(追加)</p>
---	--	---

<p>が別途定める計算方法で行います。お客様からの出金請求を受け付けた後、余剰証拠金が出金請求額を下回った場合、出金によるロスカットの可能性が明らかであれば、当社は出金処理を中止することができるものとします。</p>	<p>が別途定める計算方法で行います。お客様からの出金請求を受け付けた後、余剰証拠金が出金請求額を下回った場合、出金によるロスカットの可能性が明らかであれば、当社は出金処理を中止することができるものとします。</p>	
<p><u>9 預託証拠金の出金の依頼は、当社ホームページ内、マイページの出金依頼から行うものとし、お客様はこのことを予め了承するものとします。</u></p>		(新設)
<p>※ご入金いただく際の振込名義人はお取引口座名義人様と同一のものに限ります。万が一、異名義による振込の実行が確認された場合、即時に組戻し手続きを致します。その際は出金手数料 540 円を控除した金額を振込実行名義人様へ返金します。</p>	<p>※ご入金いただく際の振込名義人はお取引口座名義人様と同一のものに限ります。万が一、異名義による振込の実行が確認された場合、即時に組戻し手続きを致します。その際、出金手数料 <del>¥</del>540 円を控除した金額を振込実行名義人様へ返金致します。</p>	(削除) (変更)
<p>省略</p>	<p>省略</p>	
<p><u>第 1 7 条</u>(ロールオーバー)</p>	<p><u>第 1 6 条</u>(ロールオーバー)</p>	(変更)
<p>お客様が、<u>第 15 条</u>の反対売買による差金決済の指図を当社の定める日時（米国東部時間午後 5 時、夏時間は日本時間午前 6 時、標準時間は日本時間午前 7 時）まで行わなかった場合、当社はお客様に事前に通知することなく、決済日の繰り延べを毎営業日に自動的に行うものとします。</p>	<p>お客様が、<u>第 11 条</u>の反対売買による差金決済の指図を当社の定める日時（米国東部時間 17:00、米国夏時間は東京時間 6:00、米国標準時間は東京時間 7:00）まで行わなかった場合、当社はお客様に事前に通知することなく、決済日の繰り延べを毎営業日に自動的に行うものとします。</p>	(変更) (変更) (変更) (変更)
<p>2 価格調整額の受払いは当該外貨ではなく、日本円でなされることから、日本円に換算する際の為替リスク(コンバージョンリスク)があることをお客様は予め了承するものとします。</p>	<p>2 価格調整額の受払いは当該外貨ではなく、日本円でなされることから、日本円に換算する際の為替リスク(コンバージョンリスク)があることをお客様は予め了承するものとします。</p>	
<p><u>第 1 8 条</u>(強制決済)</p>	<p><u>第 1 7 条</u>(強制決済)</p>	(変更)
<p>お客様が <u>第 20 条</u>の期限の利益を喪失した場合、又は当社がお客様の意思を、1 年を超えて確認できない場合には、当社が本取引に関わるお客様の債権債務を確定するため、お客</p>	<p>お客様が <u>第 19 条</u>の期限の利益を喪失した場合、又は当社がお客様の意思を、1 年を超えて確認できない場合には、当社が本取引に関わるお客様の債権債務を確定するため、お客</p>	(変更)

<p>様に事前に通知することなく、お客様のポジションをお客様の計算において強制決済することができることとし、お客様はこのことを予め了承するものとします。</p> <p>省略</p>	<p>様に事前に通知することなく、お客様のポジションをお客様の計算において強制決済することができることとし、お客様はこのことを予め了承するものとします。</p> <p>省略</p>	
<p>第28条(免責事項)</p> <p>省略</p> <p>(8)第19条に定めるロスカットによるポジションの処分により生じた損害及び損失。</p> <p>省略</p>	<p>第27条(免責事項)</p> <p>省略</p> <p>(8)第18条に定めるロスカットによるポジションの処分により生じた損害及び損失。</p> <p>省略</p>	<p>(変更)</p> <p>(変更)</p>
<p>第14条に統合、削除</p>	<p>第28条(入出金について)</p> <p><u>本取引を行うにあたり、お客様は当社指定の銀行口座へ振込送金する方法により証拠金の入金を行うものとし、当社は原則、お客様からの入金を確認した後に、各取引口座に入金処理をするものとします。但し、お客様からの入金を確認した後であっても、当社並びに金融機関の事務処理の都合上、入金処理までに時間がかかる場合があります、お客様はこのことを予め了承するものとします。</u></p> <p><u>2 お客様は、資金振替の依頼は当社ホームページのマイページから行うものとし、お客様はこのことを予め了承するものとします。</u></p> <p><u>3 預託証拠金の出金の依頼は、当社ホームページ内、マイページの出金依頼から行うものとし、お客様はこのことを予め了承するものとします。</u></p> <p><u>4 お客様は、インターネットの通信環境や当社並びに金融機関のシステム障害等の諸事情により入出金が遅延する場合がありますことを予め了承するものとします。</u></p> <p><u>5 お客様は、お客様ご本人名義の金融機関から本取引口座へ預託証拠金の振込をすることとし、振込人名義が、当社にお届けの本取引口座名義と相違している(以下、「異名義による振込」)場合には、入金処理後であっても</u></p>	<p>(削除)</p>

<p>省略</p> <p>第 3 1 条(本取引利用契約の終了・解約)</p> <p>省略</p> <p>(5)第 <u>19</u> 条に定める期限の利益の喪失が生じたとき。</p> <p>省略</p> <p>3 前項の規程によりお客様との本取引を解除する場合において、お客様の本取引のポジションが残存するとき、又はお客様の当社に対する債務が残存するときは、残存するポジションを反対売買により決済した上で、第 <u>18</u> 条、第 <u>20</u> 条、第 <u>21</u> 条、第 <u>25</u> 条の定めるところに従い、当社とお客様の間の債権債務を精算するものとします。この場合に、お客様の当社に対する債務が生じたときは、直ちにその債務の弁済を行わなければならないものとします。</p> <p>省略</p> <p>第 3 2 条(取引サービスの中止及び廃止)</p> <p>省略</p> <p>3 お客様は、当該中止・廃止日にお客様のポジションが残存する場合には、第 <u>15</u> 条に準じて、当社が反対売買を行うことを予め了承するものとします。</p>	<p><u>当該振込入金の取消処理を行うこととし、お客様はこのことを予め了承するものとし</u> <u>ます。</u></p> <p><u>6 異名義による振込があった場合には、お客様にポジションがある場合や注文成立後であったとしても、当該振込入金を取り消し、また、お客様のお取引を制限させていただく場合があります、お客様はこのことを予め了承するものとし</u> <u>ます。また、振込入金の取消ないしは取引の制限により発生するロスカットや注文の未約定などのリスクについては、当社は一切その責を負わないものとし</u> <u>ます。</u></p> <p>省略</p> <p>第 3 1 条(本取引利用契約の終了・解約)</p> <p>省略</p> <p>(5)第 <u>20</u> 条に定める期限の利益の喪失が生じたとき。</p> <p>省略</p> <p>3 前項の規程によりお客様との本取引を解除する場合において、お客様の本取引のポジションが残存するとき、又はお客様の当社に対する債務が残存するときは、残存するポジションを反対売買により決済した上で、第 <u>17</u> 条、第 <u>19</u> 条、第 <u>20</u> 条、第 <u>24</u> 条の定めるところに従い、当社とお客様の間の債権債務を精算するものとします。この場合に、お客様の当社に対する債務が生じたときは、直ちにその債務の弁済を行わなければならないものとします。</p> <p>省略</p> <p>第 3 2 条(取引サービスの中止及び廃止)</p> <p>省略</p> <p>3 お客様は、当該中止・廃止日にお客様のポジションが残存する場合には、第 <u>14</u> 条に準じて、当社が反対売買を行うことを予め了承するものとします。</p>	<p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p>
--	---	-------------------------------------

以下省略	以下省略	
------	------	--